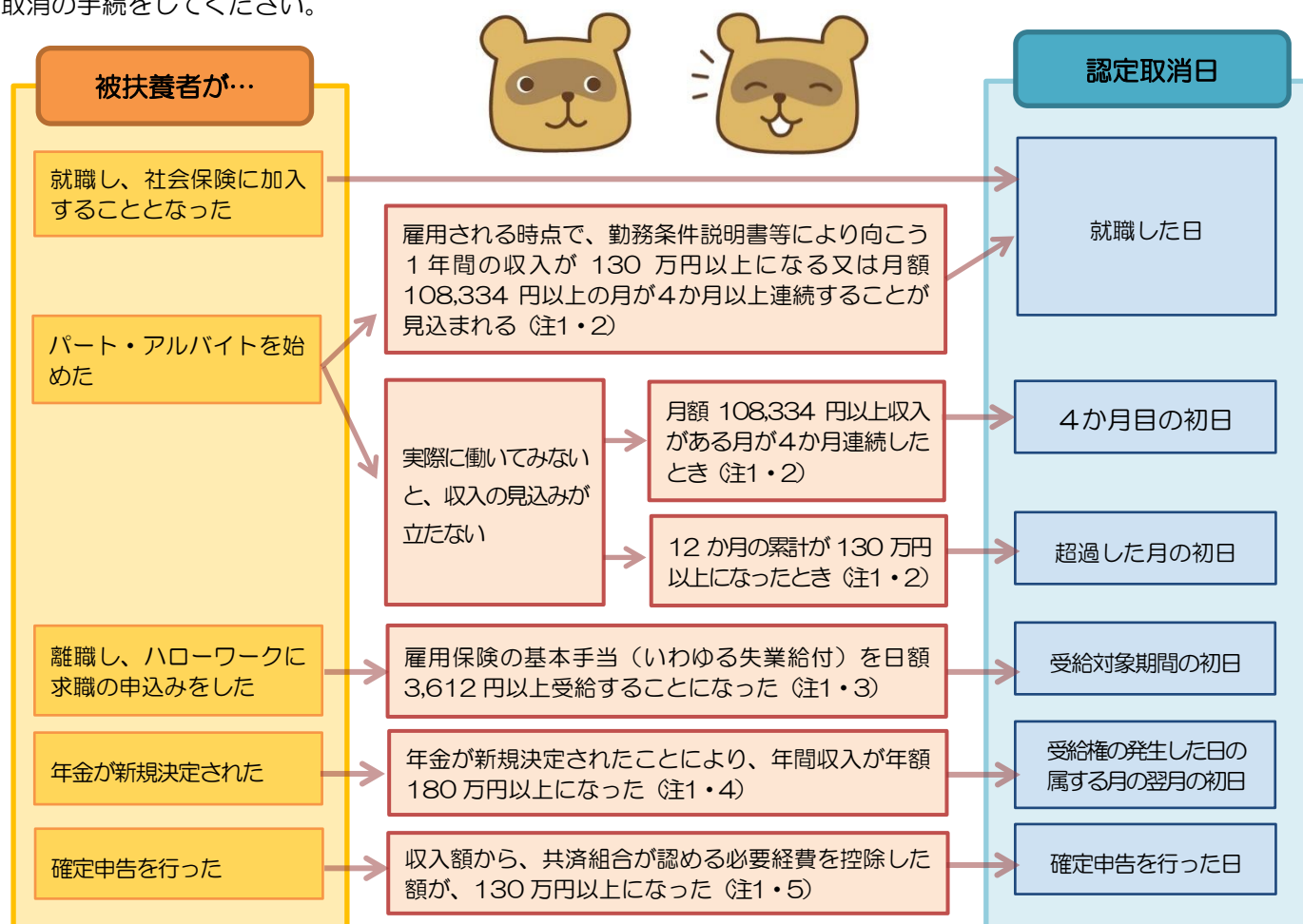


被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？

年度替わりの時期は、被扶養者の就職や退職等により、被扶養者の認定又は取消の手続が必要になる場合があります。次のフローチャートでは、よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は、速やかに認定取消の手続をしてください。



(注1) 収入限度額は、次のとおりとなります。

	右以外の人	19歳以上23歳未満の者 (組合員の配偶者を除く) (注6)	障害年金の受給要件に該当する程度の 障害を有する人及び60歳以上の人
年 額	130万円	150万円	180万円
月 額	108,334円	125,000円	150,000円
日 額	3,612円	4,167円	5,000円

(注2) 収入には、通勤手当・ボーナス等を含みます。

(注3) 失業給付の待機期間及び給付制限期間は、被扶養者として認定できる場合があります。

(注4) 年金には、企業年金や財形貯蓄、生命保険会社等の個人年金も含みます。

(注5) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なっています。(P6参照)

(注6) 「19歳以上23歳未満の者」については、その年の12月31日時点の年齢で判定します。